

過年齢生徒に関する対応について

仙台市中学校体育連盟

1 基本的な考え方

中学校生徒の競技活動の一層の振興と充実を願い、より多くの中学生に部活動を体験させ、個性の伸長および競技力向上を図り、かつ、競技会等を通して友情親睦を育てる教育の場とすることを、今後とも引き続き中体連活動の重要な目的の一つとしてゆくことを確認する。

過年齢生徒の取扱については、日本人の海外進出等が多くなるなど社会の様の変化が大きくなり、今後、留学等による留年が増えることも予想され、また、外国人の移入増加に係る外国籍過年齢生徒の増加についても同様に何らかの対応が必要となってくる。

しかし、わが国の学校教育法では、満15才を過ぎた段階において学齢満期となり、その所属する学年が終了した段階で就学義務がなくなり、学齢簿から除籍となる制度になっている。

このことは、日本の国籍を有する生徒の場合、「在籍」とは仮に留年によって卒業期が延長されたとしても原則的には16才までが実質的な在籍可能限度を意味していると解釈される。

中体連総体等の大会要項の出場制限が「当該中学校に在籍するもの」という規定を基盤としている限り、年齢に関する出場範囲についても同様の解釈を踏襲することができる。

2 具体的対応策

本連盟としては、通常の生徒に比し、過年齢生徒が留年等により1~2年から2~3年の差が生じるとした場合、体力的要因、技術的要因等が大きく関わる競技大会においてはかなりの実質的な差異が生じてくるものと予想される。

したがって、その場合の判断としては、せいぜい「卒業後1年ぐらいまでの範囲」が許容範囲として妥当ではないかと思われる。よって満16才に達する年度をもって中学校体育大会の出場制限とする。また、学年指定種目については該当年齢とする。

このことは、前記の就学義務の終了に関する解釈と同様の判断となる。

3 外国籍生徒への対応

日本国籍生徒の大会出場に係る出場制限は、上記の考え方を基本とするが、日本国外の国籍を有する生徒が日本の中学校に在籍している場合についても同様の判断をすることとし、満16才に達する年度をもって中学校体育大会の出場制限とする。また、学年指定種目については該当年齢とする。

文書発令 平成 4年 4月24日
一部改正 平成27年11月30日